

第6章 環境配慮項目に関する措置

第6章 環境配慮項目に関する措置

環境配慮項目に関する措置は、表 6-1 に示すとおりである。

本事業では、工事中及び供用時に、環境影響評価項目以外で、地域環境及び地球環境に配慮すべき項目として、下記に示す措置を講じる計画である。

表 6-1 環境配慮項目に関する措置

選定した環境 配慮項目	環境配慮の措置	
	工事中	供用時
地震時等の災害	—	<ul style="list-style-type: none"> ・地震時の建物倒壊等の被害を及ぼさないよう耐震性に配慮した構造とする。 ・建物の不燃化（耐火建築物）により、防災性を向上させる。 ・定期的に防災訓練を実施し、災害に対する意識を高め、災害時対応が円滑に行えるよう準備・訓練する。
生物多様性	—	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の構成を配慮し、高木、中木、低木、地被類を適切に組み合わせるなど、多様な緑の創出を図ることで、多様な生物の生息・生育環境を創出する。 ・サンゴジュなどの実がなる植物、ヒラドツツジなどの花が咲く植物、ネズミモチなどの食餌木を植栽する。
地球温暖化	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の稼働や工事用車両の運転においては、運転手への教育により待機中のアイドリングストップやエコドライブ等を徹底するための周知を行い、温室効果ガス排出の削減を図る。 ・工事用車両については、可能な限り低燃費車の使用に努め、温室効果ガス排出量の削減やエネルギー使用量の低減を図る。 ・低炭素型の建築資材の活用を検討する。 	—
気候変動の影響への適応	—	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地は、「川崎市緑化指針」、「地域環境管理計画」に基づき、敷地面積に対して約 15% 以上の緑被面積を確保し、可能な限り人工被覆を削減することで、ヒートアイランド現象の緩和に努める。 ・電力供給設備は地上から約 2m 程度地盤高を確保し設置する。
資源	<ul style="list-style-type: none"> ・資源循環に取り組むため、建設現場での廃棄物の分別を徹底し、建設資材の有効利用、再利用を図り、資源の循環型社会に貢献する。 ・省梱包等により段ボール梱包材の削減を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の供用に伴う廃棄物については、過剰包装による段ボール等の低減に努めるとともに、廃棄物保管施設においては、掲示物等により再利用化・再資源化を促す。

(空白ページ)